

令和3年度大阪市安全なまちづくり推進協議会活動実施計画

1 基本目標

市民・事業者・大阪市・大阪府・大阪府警察等関係機関が一体となって、犯罪防止に向けた市民運動を展開し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることを基本目標とする。

2 基本方向

基本目標を達成するため、次の基本方向に沿った活動を展開する。

- (1) 市民の自主防犯意識の高揚を図るための効果的な広報・啓発活動の推進
- (2) 地域における防犯活動の推進
- (3) 各構成団体と連携した事業の推進

3 令和3年度活動強化テーマ

- (1) 子どもや女性を狙った犯罪の被害防止
- (2) 特殊詐欺の被害防止
- (3) 自動車を狙った犯罪の被害防止

4 活動実施計画

(1) 知識の普及と啓発活動

防犯キャンペーン等の各種イベント、出前講座、各団体の発行する広報誌等あらゆる機会を通じて、犯罪の発生状況や犯罪被害防止に関する情報をタイムリーに発信し、市民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。

(2) 防犯ボランティア活動の活性化

青色防犯パトロール活動や子供見守り活動を支援し、活動の拠点となっている地域安全センターを活用しながら、地域の実情に応じた地域安全情報の提供や支援を行い、自主防犯活動の更なる活性化を図る。

(3) 市民や関係機関と連携した防犯環境整備の促進

市民や関係各機関と連携するとともに、犯罪抑止に向け、地域の特性や実情に応じて、防犯カメラを設置するなど、より効果的な防犯環境整備を実施することにより市民の安心感の醸成を図る。

(4) 少年非行防止に向けた取組みの推進

少年非行防止・健全育成のため、市民や関係各機関等と社会を挙げた取組により、学校外における児童生徒への指導や声かけなどの街頭補導活動、立ち直り支援活動及び青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化活動を実施する。